

## 令和元年度第2回加古川市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	令和2年1月10日（金） 午前10時～午前11時45分	
場 所	加古川市役所新館 10階大会議室	
出席者	委員	中本淳会長、岡田義則委員、釜谷和明委員、岸本敏和委員、河野弘行委員、小南好弘委員、関千咲委員、戸田喜規委員、山口光一委員、山本将委員
	市	総務部長、総務部次長、人事課長、人事課人事給与制度担当副課長、人事課給与係長、人事課給与係主事、議会事務局議事総務課長、議事総務課総務係長
審議事項	特別職の報酬等の額について 答申内容について	
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・令和元年度第2回加古川市特別職報酬等審議会会議資料</li> </ul>	
事務局	加古川市総務部人事課	

### 1 開会

委員10名全員の出席により、会議が成立していることを確認

### 2 会長あいさつ

### 3 審 議

#### (1) 傍聴人の確認

傍聴人はなし

#### (2) 審議内容

<p><b>会長</b></p> <p><b>委員</b></p> <p><b>事務局</b></p>	<p>〔「令和元年度第2回加古川市特別職報酬等審議会会議資料」の資料1～4に沿って事務局より説明〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1～4に関してのご質問を承りたい。</li> <li>・他市においては、特別職に対して地域手当を支給している市があるが、地域手当とは何か。</li> <li>・地域手当は、基本的には一般職員に適用される手当で、国家公務員の給与に準じて規定されており、地域における物価等を考慮して地域ごとに割合が定まっているものです。</li> <li>・加古川市では一般職員に3%を支給していますが、特別職、議員には支給しておりません。</li> </ul>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これにより、月額ベースでの順位と年収ベースでの順位がずれてくる要因となっています。</li> </ul>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 月額と年収で比べた時に順位が変動する要因は、地域手当のほかには何かあるのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• もう一つの要因としては、期末手当の支給割合であり、支給割合は自治体によりさまざまです。</li> </ul>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審議会での議論としては、地域手当や期末手当の額等についても審議するのか。あくまで給料等の月額について議論するということでよいか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年収ベースでの資料も参考にいただきながら、給料等の月額についてご議論をお願いしたい。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別職の給料、議員報酬については、期末手当も含め、条例に規定されているのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金額に関しては、特別職、議員ともそれぞれ条例により規定されています。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市長や議員のように選挙で選ばれている職と、市長以外の特別職のように選挙以外の方法で選任される職とは、意味合いが違うように感じる。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 副市長等が市長の何割というような基準があるのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市長の給料月額に対して副市長の給料月額の割合をいくりにするということについては、条例では規定しておりませんが、第1回資料で県下29市と施行時特例市27市で、一覧にしたものがあるのでご参考にいただければと思います。例えば、副市長の市長に対する支給割合は、施行時特例市平均と加古川市が同じであり、バランスがとれているのではないかと思います。県下平均とは1～2%の乖離はありますが、人口規模が違うところもあるかと思っています。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民満足度の推移について、この指標は市の独自のルールによるものなのか。何か全国的な基準があれば他市と比較できると考えるが。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市独自のものであるため、他市と比較できるものとはなっていません。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>現市長になられたのが平成 26 年度であり、そこからの比較であると思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計なので、少しの差であれば近似値としてみてよいものもあると思うが、平成 29 年度と平成 30 年度を比べると、誤差の範囲のものもあると思うが、満足度が下がっているところもある。成果がどれだけ出ているのかということで、指標で出してもらっているとは思いますが、報酬額を決めるにあたっては、満足度は参考の値であり、他市との報酬額の比較論だけになってしまうことがなかなか難しい。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の資料については、調査の母数などの内容が記載されていないので、そのあたりが分かるようにしてもらいたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長も 1 人でやっているところと、複数でやっているところがあり、特別職についても人数を考慮に入れるべきではないかと考える。</li> <li>教育長は役割が変わったが、あわせて給料も変わったのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長はこれまでも 1 名体制の時期もありました。その時に、副市長の給料まで変えてはいません。教育長は制度が変わっても給料は変わっておりません。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長が何名かという資料はあるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳しい資料は持ちあわせておりませんが、人口規模等により 3 名体制の市もあれば 1 名体制のところもあります。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局から資料 5 の説明をお願いします。</li> </ul>
事務局	<p>〔「令和元年度第 2 回加古川市特別職報酬等審議会会議資料」の資料 5 に沿って事務局より説明〕</p> <p><b>【事務局案の概要】</b></p> <p>◎案 1 :</p> <p>① 平成 27 年度から 30 年度の人事院勧告による一般職の平均改定率「+1.0%」により、市長の給料月額及び議員の報酬月</p>

額を計算する。

- ② ①により計算した市長・議員の月額を基準とし、同規模自治体の平均指数により、他の特別職の給料月額と議長、副議長の報酬月額を計算する。

(単位：円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	上下水道 事業管理者
現行	1,084,000	896,000	772,000	571,000	738,000
改正後	1,094,000	902,000	786,000	585,000	759,000
増減	+10,000	+6,000	+14,000	+14,000	+21,000
	議長	副議長	議員		
現行	667,000	604,000	558,000		
改正後	677,000	609,000	563,000		
増減	+10,000	+5,000	+5,000		

- ◎案2：平成27年度から30年度の人事院勧告による一般職の平均改定率「+1.0%」により、すべての特別職の給料月額及び議員の報酬月額を計算する。

(単位：円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	上下水道 事業管理者
現行	1,084,000	896,000	772,000	571,000	738,000
改正後	1,094,000	904,000	779,000	576,000	745,000
増減	+10,000	+8,000	+7,000	+5,000	+7,000
	議長	副議長	議員		
現行	667,000	604,000	558,000		
改正後	673,000	610,000	563,000		
増減	+6,000	+6,000	+5,000		

- ◎案3：一律一定金額の上乗せを行う。(案は一律10,000円とした場合の試算)

(単位：円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	上下水道 事業管理者
現行	1,084,000	896,000	772,000	571,000	738,000
改正後	1,094,000	906,000	782,000	581,000	748,000
増減	+10,000	+10,000	+10,000	+10,000	+10,000
	議長	副議長	議員		
現行	667,000	604,000	558,000		
改正後	677,000	614,000	568,000		
増減	+10,000	+10,000	+10,000		

<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の提示案については、あくまでたたき台としてお出ししているものであり、これからの議論の中で、報酬額を決定いただきたいと思います。</li> <li>・具体的な案について議論する前に3点整理したい。</li> <li>・まず1つ目は、ここまでさまざまなご議論をいただいたが、この特別職等の報酬額を具体的にいくらかにするのかが、本審議会での結論であることの確認である。</li> <li>・2つ目に、これまでの議論と具体的な報酬額をつなげるような仕組み、例えば、市民満足度がいくら上がったら給料をいくら上げようとするのか、市長の政策や実現度などをどう反映するか等、具体的なご提案があればお願いしたい。事務局の改定案では人事院勧告による改定率を根拠としていた。</li> <li>・3つ目に、市長と議員の報酬額をまず決めてというところがあったが、先ほどから議論しているとおおり、その他の特別職の根拠を市長に対する割合以外で決めるとなるとどうなるのかということについても、色々な議論があるのではないかと考えている。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長からもあったように、本来は達成度などを一つずつ見ていきながら、給料にどう反映させていくのかという議論をすべきだと考えるが、時間の制約もある中で、全て調べることも難しいだろうし、そこまでたどり着くことは難しいのではないかと考えている。</li> <li>・案3は全ての職一律に一定金額を引き上げるというものであるが、根拠に乏しい。</li> <li>・他市でも人事院勧告に基づいて行っているという市も多いので、人事院勧告を参考にした案1か案2がいいと考えている。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市比較だけではない報酬額の決定方法について改革ができればよいのではないかと考えている。そこは意見として言いたい。</li> <li>・市民満足度についても、心地よい政策を打てば上がってくるし、痛みを伴う政策であれば下がるだろうし、いろんな要素が絡んできて評価も難しい。</li> <li>・副市長など選挙以外で選ばれた人は、何かに準じて上げててもよいと考えている。選挙で選ばれている方々については、熱意があって立候補されている方々なので、報酬額を据え置いてもいいと考えている。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料を改定すると、期末手当の額も影響するのか。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりです。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職については、改定するならば、事務局案で言うと案3はない。案1か案2でよいのではないかと考える。</li> <li>・議員については、選挙で選ばれるにしても、特別職と違い退職手当は支給されないのが難しい部分があるのではないかと考える。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の業務で企業から賃金規定を依頼されて作る際に、既定の基準はないわけではあるが、説明できる根拠をよく求められる。案3は一律の根拠がない。案1か案2が人事院勧告と連動させていて根拠が分かりやすく、現実的には案2が良いと考える。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告に関しても、民間給与がベースにあると思うので、1%の改定率であれば、それに準じていくべきではないかと考える。案3はないと思っている。案1についても、指数は類似団体の状況で常に変わってくると思うので、案2が良いと考える。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案2または据え置きが良いと考える。</li> <li>・消費税の増税の関係で従業員には、それらを考慮して給料を少し上げないといけないと考えている。しかし、特別職等は生活に響くという額ではないと思っている。</li> <li>・議員の中には、身を切る改革ということで出られている人もいると思うので、上がった場合であっても議員さんの中で議論をされてはと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案1と案2は人事院勧告という根拠がある。</li> <li>・総じて、今回は上げるということでもいいと思うが、案1は副市長と上下水道事業管理者との増額幅のひらきが大きいので、案2の方が説明もつきやすいのではないかと考えている。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案1の支持が多ければ、職ごとの報酬額のばらつきを整理する必要もあるかと考えていた。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明しやすいのは人事院勧告に沿った内容である。</li> <li>・それならば、極端な話になるが、何年かに1回人事院勧告に沿って改定するというのを検討してはどうか。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果として人事院勧告に沿った内容で仮に決定したとしても、</li> </ul>

<p>委員</p>	<p>色々な観点から見て審議会で議論した結果で人事院勧告に準じて改定するというプロセスになると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、市長と副市長との差が職責からふさわしいのか、上下水道事業管理者などの業務の詳細が把握できていない部分があるが、案2が良いと思う</li> </ul>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠の部分からみても人事院勧告に基づいている案2への賛同が多いように思う。</li> <li>・案2と結論付けてよいか。ご意見の追加などあればお願いしたい。</li> </ul> <p>(意見なし)</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見がないようなので案2を本審議会の結論として決定したい。</li> <li>・まとめると、多くの意見を頂戴した。結論としては、「報酬額を引き上げる」。根拠としては、経済状況において、民間の給与が基本的には上がっているところが多い。また、市民満足度についても、この4年間で上がっている項目がある。</li> <li>・特別職5役の給料の額については、前回答申以降の人事院勧告による一般職の平均改定率1.0パーセントをすべての特別職または市議会議員の月額に適用することとしたい。 市長の給料月額を1,094,000円とする。 副市長の給料月額を904,000円とする。 教育長の給料月額を779,000円とする。 常勤の監査委員の給料月額を576,000円とする。 上下水道事業管理者の給料月額を745,000円とする。</li> <li>・続いて、議会議員の報酬の額について、 議長の報酬月額を673,000円とする。 副議長の報酬月額を610,000円とする。 議員の報酬月額を563,000円とする。 以上のように決定してよいか。</li> <li>・続いて、改定の時期について、前回の答申では「できる限り速やかに実施することが適当」となっている。特に遅らせる理由やご意見等がなければ、前回同様のまとめとしたいがいかがか。</li> </ul> <p>(意見なし)</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、今回の改定における実施時期は「できる限り速やかに実施することが適当」としたい。</li> <li>・次に付帯意見についてのご意見をいただきたい。今までの内容</li> </ul>

	<p>に、これは追加しておきたいというようなものがあれば、挙手をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回と第2回の両方で、開催頻度についての意見があった。審議会が次にいつ開催されるのか分からないと、社会情勢をどのように反映して考えればよいのかというところが難しくなってくる。毎年開催されるのであれば、今の経済状況を見ればよいと思うが、4年に1回の開催であれば、そのあたりも考える必要が出てくると思う。やはり審議会の次回の目途が立っていた方が、審議の内容にも影響してくるのではないかという議論があった。</li> <li>・それからもう1点は、根拠の部分で、今は他市との比較をもとに決定する仕組みとなっている。可能な限り、仕事や結果の部分が報酬等に反映されるような仕組みがあった方が良いのではないか。そうすると、2～3回の会議では時間の制約があり難しいので、もっと時間をかける必要がある。重要な意見であったと思うので付帯意見に反映させたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の答申では議員報酬が下がっているが、前回、前々回の経緯を今回の答申に盛り込めば分かりやすいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に、速やかにとなると、具体的にはいつからとなるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月議会に条例を提案する予定ですので、議会で可決されれば令和2年4月から新しい報酬額が適用されることとなります。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、議員定数の根拠や副市長の人数等の特別職の定数などが分かる資料を提示してもらいたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも最初に市長や副市長の給料のベースはどのように決められたのか。何か国等の基準に基づいて決められたものなのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元になる根拠がどのように定められたのかは分かりませんが、昭和30・40年代には、大幅に月額が上がった時期があります。全国でもそういう流れがあり、国において、他市とのバランスを取ることや一般職員の給与改定などを考慮しながら適正な改定を行うべきなど、改定における考え方が示されています。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の皆様からいただいた意見や修正点については、本来委員の皆様にも最終の段階で確認させてもらいたいところであるが、答申までの時間もありますので、私が責任をもって素案に反映</li> </ul>



会長	<p>し、答申書として作成したいと思うがいかがか。 (異議なし)</p> <p>・それでは、第2回の審議会は終了します。ありがとうございました。</p>
----	--

#### 4 連絡事項

#### 5 閉会